



小児治療用メガネ代金の払い戻し制度

平成 18 年 4 月より、**弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用**として用いるお子様の眼鏡及びコンタクトレンズを作成された場合、条件を満たせば、代金の一部が、療養費として払い戻されます。(平成 18 年 3 月 15 日 保発第 0315001 号 平成 20 年 4 月改正)

対象年齢は？

9 歳未満の小児

(9 歳になると支給されません。)

どのような場合に？

小児弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用のために**医師の指示により**治療用眼鏡及びコンタクトレンズを作成した場合にのみ払い戻しされます。

どこに申請するの？

加入している保険によって異なります

政府管掌健康保険・・・各社会保険事務所
国民健康保険・・・居住役所の国民健康保健課
健康保険組合・・・各健康保険組合の事務局
共済組合・・・各共済組合の事務局

申請に必要な書類は？

- ①**医師による証明書** (病院で発行)
治療用眼鏡等の指示書
- ②**領収証** (眼鏡店で発行)
眼鏡店で購入した際の領収証または費用額を証明するもの
注 1) 領収証の宛名を**使用者本人の名前**にするか、但し書きに〇〇様用弱視治療用眼鏡代と記載。
注 2) 但し書きは**弱視治療用である事を明記**する。
- ③**療養費支給申請書類** (上記関係機関より発行)

ご注意ください。

アイパッチ、フレネル膜プリズムは払い戻しの対象外になっています。

払戻し金額は？

医療費に準じた自己負担額になります。
(地方自治体の条例等、療養費の申請金額により変化します。)

小学校入学前	小学校入学後 ～9 歳未満
自己負担は 2 割 なので 8 割 相当額が払戻し	自己負担は 3 割 なので 7 割 相当額が払戻し

ただし、払戻し金額には**上限があります**。
以下の金額の 7 割または 8 割を超えて支給されません。

- ★ 治療用メガネ・・・**37,801 円**
- ★ 治療用コンタクトレンズ・・・**15,862 円(1 枚につき)**

9 歳前に再度申請する場合は？

9 歳になる前に、再度メガネ等を作成する場合、以下の条件を満たしていれば、新たに払い戻し申請が可能です。

★ 医師が治療上、再作成の必要を認めている ★

5 歳未満のお子様 0～4 歳	5 歳以上のお子様 5～8 歳
申請して 1 年 以上経過	申請して 2 年 以上経過

申請手順

眼科にて検査を受け、治療用眼鏡等の作成指示書を受け取る。



眼鏡店にて眼鏡及びコンタクトレンズを作成、いったん全額を支払い、領収証を受け取る。



上記の書類を管轄する事務所にて申請書を受け取り必要事項を記載して提出する。



自己負担額を差し引いた額が療養費として払い戻しされます。